

## <報道発表資料>

---

### 保健施策

令和4年11月22日

#### 令和4年度埼玉県自殺対策連絡協議会の開催について

平成28年3月に自殺対策基本法が改正され、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との連携が図られ、総合的に実施されなければならないと明記されました。

当県においても、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けて、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成30年3月に埼玉県自殺対策計画を策定、令和3年3月には第2次計画を策定しました。

については、この計画に基づき実施される取組の状況報告等を行うため、令和4年度自殺対策連絡協議会を下記のとおり開催します。

#### 記

1 日時： 令和4年11月29日（火） 10:00～11:30

2 場所： 埼玉会館6B会議室（ハイブリット開催）

#### 3 議事内容

- (1) 全国と県内の自殺の動向について
- (2) 埼玉県における自殺対策の取組状況について
- (3) さいたま市における自殺対策の取組状況について
- (4) 県内の若年層の自殺の状況について
- (5) 新たな自殺総合対策大綱の概要について
- (6) 委員からの情報提供

4 傍聴について 定員3名

傍聴を希望される方は、令和4年11月24日（木）9時から、令和4年11月25日（金）15時までに、下記、問い合わせ先に電話でお申し込みください。先着順により決定します。

5 問い合わせ 埼玉県保健医療部疾病対策課 精神保健担当  
TEL 048-830-3565